これが「リクエスト対応」の実態

この著者の本は三田図書館に一冊も無い。よって、購入はいたしません
～「八十翁読書会」はこんな理由で却下された～

１０月の話になりますが、三田市内の八十歳以上の後期高齢者で作る読書会から、リクエストの扱いについて、市民の会に投書がありました。このグループは、「一九一一年版ブリタニカが語った日本外交史」という本を取り上げようと、三田市立図書館にリクエストを出しました。今年の９月１１日のことだそうです。しかし、購入は断られました。その「購入お断りの理由」にメンバー全員から強い疑問の声が上ったそうです。電話で告げられた理由は「この**著者（戸山穣）の著書が三田市図書館に無いため**」だったのです。こんな理由で納得する人はいませんよね。そこで、読書会の代表が平岡館長宛に、詳しい説明を求める手紙（**資料１**）を送りました（実際には図書館本館へ持参し、館長が不在だったため館員に託したとのことです)。手紙を届けたのが１０月１日。しかし、２週間たっても何の音沙汰もなく、業を煮やして市民の会へ、「こういう場合はどうすればいいのでしょうか」と、館長宛の手紙を添えて問い合わせてきたのです。「わしら年寄りはイラチだから、こんなに待たされたら健康に悪い」と仰っていました。

図書館長へ手紙、でも返事が来ない
訴えを受け市民の会が市に問い合せ

市民の会では、代表の方から詳しく聞き取りをし、１０月１６日に市文化スポーツ課へ、「八十翁読書会」（市民の会が勝手につけた名前です）から上記問い合わせがあったことを知らせるとともに、書面（**資料２**）で以下のことに要望しました。

①八十翁読書会に購入を断った理由を分かり易く説明する。

②その理由は三田市の選定基準のどれに該当するかを明らかにする。

③選定基準そのものを公表する。

そして、図書館長なら即答できる内容なのに、なぜ回答に時間がかかっているのか理解できない旨も書き添えました。

③については、少し説明する必要があります。

八十翁読書会も選定基準の公開を求めていますが、この点については２０１６年９月に、市文化スポーツ課と図書館が連名で、市民の会に次のように約束した事実があります。

＜指定管理者は購入予定図書を選定し、市に協議をおこなっています。選定は、**「三田市立図書館資料収集細則」を基準としながら、図書館全体の蔵書構成を勘案しながら、複数の選定スタッフの持ち回りにより判断しております。**本細則については、現在内規とし

て本館に備え付けて参照しております。**この細則については、図書館ホームページでの公表を予定しておりますが、文言整理が完了しておりません。閲覧であれば対応させていただけますので、本館のカウンターでお申し付けください。**＞

「三田市立図書館資料収集細則」は、公表を予定しているが目下文言整理中なので、もう少し待ってほしい、それまでは図書館本館で閲覧してください、ということですよね。しかしその後、１年以上たっても公表はされていません。そこで、合わせて公表を求めたわけです。

４０日後やっと館長から返事
他人事みたい「不適切な説明でした」

さて、八十翁読書会が館長に手紙を出してからほぼ４０日、市民の会が文化スポーツ課に文書を送ってからほぼ１か月たった１１月１１日、八十翁読書会に図書館からの回答（資料３）が届きました。代表の方からすぐ市民の会へお知らせがありました。それからさらに２０日ほどたった１２月１日、市民の会にも文化スポーツ課からメールで回答（資料４）が届きました。

八十翁読書会への回答で平岡図書館長は次のように述べています。

＜先日、購入見送りのご連絡を差し上げた際に、当館スタッフより「著作が当館に所蔵がないため」という理由で、ご説明をしたとの事で、不適切なご説明となってしまっており、誠に申し訳ありません。

利用者様からのリクエストいただいた資料について、同著者の他の著作が当館に無いという理由だけで見送りとすることはありません。著者の経歴・過去の出版物・今回の著作について調査・検討、また出版社評価を加味した上で、所蔵資料とするかを、複数の選書メンバーにて評価・判断を行っており、選書した書籍に関しては、市の承認を得て購入を行っております。今回の選書に関しましては、著書の主題の専門性が当館として評価できなかった点を主な理由としながら、全体評価として今回は見送りをさせていただいた次第で、ご希望にお答えする事ができず申し訳ありません。＞

市民の会にも三田市から回答
「選書細則をＨＰに公開しています」
約束から１年以上かかって!!

また、市民の会宛メールでは横溝課長名で、事務的に次のように記されています。

＜図書館宛てに「八十翁読書会」様からいただいたお手紙の回答について、図書館から11月11日付けで読書会の〇〇様にお返事をしたと報告を受けております。

また、「三田市立図書館資料収集細則」につきましては、再度見直し改訂したものを市

ホームページに公開しておりますのでご確認ください。＞

いずれの回答にも、回答までに何故こんなに時間がかかったかについての説明はありません。「ご案内が遅くなり申し訳ありません」との事務的な謝罪があるだけです。なお余計なことですが、館長回答文の「ご希望にお答えする事ができず……」は、「お応えする事ができず……」が正しい表現かと思います。

では、これらの回答について検討していきましょう。
まず基本的な事実関係の確認から。下の図は図書館年報からのコピーです。ご覧のよ

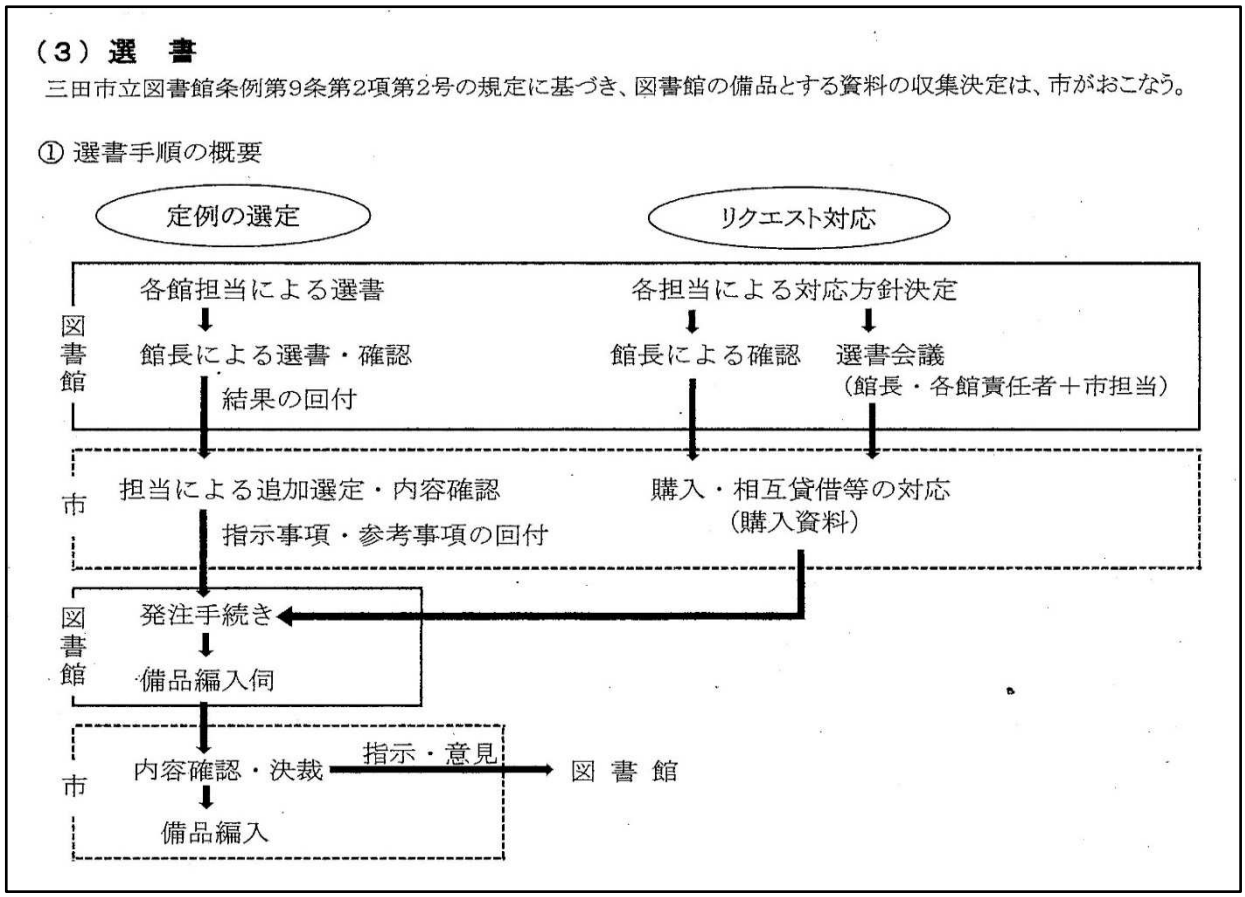

うにリクエストへの対応には、選書会議を開催する場合と各担当者の方針決定を館長が決裁する場合の、二通りあることが示されています。いずれの場合も最終的に館長が決済することに違いはありません。また、リクエストを却下する(図書館は「見送る」としていますが、正しい表現ではないと考えます)場合は、その理由をできるだけ詳しく申請者に説明することになっています。これは、市民の会が強く要求して、三田市文化スポーツ課が約束したことです。

こうした前提を踏まえて平岡館長の回答を吟味しましょう。

館長は、**＜「著作が当館に所蔵がないため」という理由で、ご説明をしたとの事で、不**

適切なご説明となってしまっており、誠に申し訳ありません。＞と述べています。**＜「ご説明をしたとの事で、＞**となっていますから、説明内容について「館長自身は知らなかった」ということです。しかし常識として、申請者に「リクエスト却下」を伝える際、担当者の手元には「詳しく説明するため」の「文書化された理由」がなければなりません。そしてそれは、「館長自身が決裁したもの」のはずです。ところが館長は、最初の回答にはまったく関与していないという姿勢です。**＜不適切な説明となっており**、＞とまるで他人事です。では、この回答は、電話をした館員が勝手に考えたというのでしょうか。八十翁読書会の代表者は**「電話をして来た女性は細かいことは分からないようですが……」**と述べていました。彼女の独断とは考えにくいですね。

そして**＜今回の選書に関しましては、著書の主題の専門性が当館として評価できなかった点を主な理由としながら、全体評価として今回は見送りをさせていただいた次第で、……＞**とあります。これが「却下」の主たる理由です。しかし皆さん、理解できますか。

＜評価できなかった＞＜著書の主題の専門性＞とはどういう意味でしょう。「主題」とは「日本外交史」のことなのか、「エンサイクロペディアブリタニカ一九一一年版」についてなのか、また、「専門性」とは著者の資質能力のことなのか、過去の実績のことなのか、兎に角、抽象的過ぎて理解できません。例えば「極端に偏った裏付けのない見解の表明で、事実分析も恣意的で客観性がない。一市立図書館の蔵書とするにはふさわしくないと判断しました」というような理由なら納得できますよね。何故、具体的に書けないのでしょう。それこそ**「図書館司書としての専門性を評価できない回答」**だと考えます。

選書会議なんて行われていない
市も図書館も隠そうともしない
「裏の決め事」で機械的に選定されている疑いも

このことから推測できるのは、リクエスト選書はかなりいい加減な形で行われているのではないか、ということです。昨年の文化スポーツ課・図書館連名の回答文書には、**＜複数の選定スタッフの持ち回りにより判断しております。＞**とありました。先に引用した図には、**＜選定会議（館長・各館責任者＋市担当）＞**と示されていますが、これは全くの絵空事だということが良く分かる回答です。一堂に会しての会議は一切なく、持ち回りで合意を形成し、それを市が事後承認しているのです。そのことを市も図書館も隠そうとはしません。図書館運営評価委員会で、あるいは市民の会に対して説明してきた、**「市の担当者も加わっての選書会議」**など、全く行われていないことを臆面もなく明言しています。さらに言えば「持ち回りでの合意形成」も行われているかどうか怪しいものです。付記すれば、図からわかるように、一般選書（主として新刊本の選書）については、最初から選定会議など設定されていません。

そして、さらにもしかすると、館長は「申請者に説明した却下理由」を本当に知らなかったのではないか、という疑いすら生じます。館長決済も実はきちんと行われていないの

ではないか、ということです。つまり、リクエスト選書には**「別の何らかの決め事」**があって、担当職員個人がほとんど独断で行っている。そして、却下した場合の理由も適当にでっち上げているのではないか、という疑いです。

以前にこんな話を聞いたことがあります。

＜ＴＲＣ図書館ではリクエストがあると、まず相互貸借館にあるかどうかを調べる。他館にある場合は「購入せず他館から借りる」、他館になくてもＴＲＣ新刊カタログに載っている本なら「購入する」、無い本は「購入しない」――という基準がある＞というのです。その時は「まさか」と笑いましたが、もしかしたら本当かも知れないと思い始めています。何度かホームページにも書いてきましたが、八十翁読書会のケース以外にも幾つか、そうしたことを疑わせる事例がありました。

このことは最初の手紙から回答までに４０日もかかり、文化スポーツ課の回答も５週間かかっていることの理由かもしれません。つまり、一から調べ直して、それらしい理由を「創作」しなければならなかったのではないでしょうか。それとも、これも「図書館の不備」で、決められたとおりに図書館を運営する能力が、ＴＲＣ図書館にはそもそも備わっていない、ということなのでしょうか。

もう一つの**「三田市立図書館資料収集細則」**について。約束してから既に１年以上も経過していたわけですが、１２月１日付の文化スポーツ課のメールには次のように書かれていました。

＜また、「三田市立図書館資料収集細則」につきましては、再度見直し改訂したものを市ホームページに公開しておりますのでご確認ください。＞

実にさりげない表現です。「約束通りとっくに公開していますよ」ということか、と思って早速確認しました。ところが、細則は**「１２月１日施行」**となっていました。一緒にアップされた**「三田市立図書館資料収集要綱」**も同じ日の施行です。つまり、「公開しております」ではなく、メール発信と同じ日にホームページに上げ、その日から施行したのです。このような場合、誠意のある表現は「（きょう）公開しましたのでご確認ください」でなくてはなりません。なんとも姑息な書き方ではありませんか。

市民の会は「閲覧であれば対応させていただけますので、本館のカウンターでお申し付けください。」を無視して、ひたすら公開を待っていました。公開は全市民に対してなすべきことで、一般市民に広報もせずに行う「図書館に来れば見せますよ」という運用を、市民の会は容認できないからです。今回、市民の会が公開を督促しなかったら、頬かむりするつもりだったのではないかとの疑いが強く残ります。そしてさらに、八十翁読書会への却下理由が、この要綱と細則のどの条項に該当するのかという質問は、しっかり黙殺されました。この点にも八十翁読書会の皆さんは強い不満を持っておられます。

八十翁読書会がリクエストしてからの経過を、改めて時系列で示しておきましょう。

９月１１日　「一九一一年版ブリタニカが語った日本外交史」を図書館へリクエスト。

９月２４日　リクエスト却下の電話連絡。

１０月１日　八十翁読書会が館長に手紙。
１０月１４日　八十翁読書会が市民の会へ訴えのメール。
１０月１６日　市民の会が三田市文化スポーツ課へ問合せと要望のメール。
１１月１１日　図書館長から八十翁読書会へ回答。
１２月１日　　三田市文化スポーツ課から市民の会へ回答メール。市のホームページに「三田市立図書館資料収集細則」と「三田市立図書館資料収集要綱」をアップ。

リクエストから図書館長の回答までに２か月、手紙を出してからでも４０日以上の時間がかかっています。スピーディーな対応とはとても言えません。事柄の内容から考えて何故こんなに時間がかかるのか、まったく理解できません。

一連の資料を添付いたしますのでお読みいただきたいと思います（なお、八十翁読書会代表者の氏名は匿名といたします。ご了承ください）。

（２０１７年１２月２０日）